

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|--------------------|
| 12 | 公営住宅に関する業務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

山鹿市は、公営住宅に関する業務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

山鹿市長

公表日

令和7年12月15日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|---|---|
| ①事務の名称 | 公営住宅に関する事務 |
| ②事務の概要 | <p>公営住宅法に基づき、公営住宅を建設し、住宅困窮者に対して低廉な家賃で賃貸等を行う。 住宅地区改良法に基づき、改良住宅を建設し、住宅困窮者に対して賃貸している。 公営住宅及び改良住宅の賃貸等に当たっては、公営住宅法及び住宅地区改良法の規定に従い、入居者からの収入報告に基づき、月額家賃や敷金を決定し、家賃の収滞納や入居者の適正な管理等の事務を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。</p> <ul style="list-style-type: none">①公営住宅入居時の入居資格確認(所得要件・在住要件等)②公営住宅入居時の家賃決定・敷金決定③入居後の収入状況の確認・各種所得情報の照会④出産・死亡等による世帯情報の変更を確認⑤住宅の家賃減免の決定 |
| ③システムの名称 | (1)公営住宅システム、(2)口座システム、(3)収納消込システム、(4)滞納整理システム、(5)団体内統合宛名システム、(6)中間サーバー |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| (1)保険料情報ファイル、(2)保険料期割情報ファイル、(3)特別徴収基本ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | <ul style="list-style-type: none">・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)第9条第1項別表27項、52項、93項・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第18条、第26条及び第46条の3 |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | <p>〔 実施する 〕</p> <p>＜選択肢＞</p> <ul style="list-style-type: none">1) 実施する2) 実施しない3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | <ul style="list-style-type: none">・番号法第19条第8号に基づく主務省令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表 <p>【情報照会の根拠】 :53、76、124の項</p> <p>【情報提供の根拠】 :なし</p> |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 建設部 都市整備課 |
| ②所属長の役職名 | 課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| ―― | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 山鹿市役所 総務部 総務課 〒861-0592 熊本県山鹿市山鹿987番地3 0968-43-1117 |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 山鹿市役所 総務部 情報政策課 〒861-0592 熊本県山鹿市山鹿987番地3 0968-43-1118 |

| | |
|----------------|---------|
| 9. 規則第9条第2項の適用 | []適用した |
| 適用した理由 | |

II しきい値判断項目

| | |
|--|--|
| 1. 対象人数 | |
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | <p><選択肢></p> <p>[1,000人以上1万人未満]</p> <p>1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</p> |
| いつ時点の計数か | 令和7年11月1日 時点 |
| 2. 取扱者数 | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | <p>[500人未満] <選択肢></p> <p>1) 500人以上 2) 500人未満</p> |
| いつ時点の計数か | 令和7年11月1日 時点 |
| 3. 重大事故 | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | <p>[発生なし] <選択肢></p> <p>1) 発生あり 2) 発生なし</p> |

III しきい値判断結果

| |
|-------------------|
| しきい値判断結果 |
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
|--|-----------|--|
| [基礎項目評価書] | <選択肢> | 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 |
| 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 | | |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| [目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か] | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| [目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か] | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| [権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か] | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 | | |
| [委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か] | [] | [○]委託しない <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) | | |
| [不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か] | [] | [○]提供・移転しない <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |

| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 | | []接続しない(入手) [○]接続しない(提供) |
|-----------------------------|---|--|
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p> |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [] | <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p> |
| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | []人手を介在させる作業はない |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p> |
| 8. 人手を介在させる作業 | | []人手を介在させる作業はない |
| 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か | [十分である] | <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p> |
| 判断の根拠 | 定期収入申告事務では、特定個人情報の取扱いに関して手作業(収入申告書に記載された本人情報のシステムへの入力・特定個人情報の記載がある申告書の保管・個人番号及び本人情報が記載された申告書の廃棄)が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 | |
| 9. 監査 | | |
| 実施の有無 | [○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査 | |
| 10. 従業者に対する教育・啓発 | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [十分に行っている] | <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p> |
| 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 | | []全項目評価又は重点項目評価を実施する |
| 最も優先度が高いと考えられる対策 | <p>[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発</p> | |
| 当該対策は十分か【再掲】 | [十分である] | <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p> |
| 判断の根拠 | 定期収入申告事務では、特定個人情報の取扱いに関して手作業(収入申告書に記載された本人情報のシステムへの入力・特定個人情報の記載がある申告書の保管・個人番号及び本人情報が記載された申告書の廃棄)が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 | |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|-------------|--|--|------|------------|
| 平成29年2月1日 | II-1対象人数 | 平成27年2月6日 時点 | 平成29年1月10日 時点 | 事後 | |
| 平成29年2月1日 | II-2取扱者数 | 平成27年2月6日 時点 | 平成29年1月10日 時点 | 事前 | |
| 平成29年4月1日 | I-5-②所属長 | 飯川 康秀 | 竹下 健一 | | |
| 平成30年5月31日 | I-3法令上の根拠 | <p>「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(番号法)(平成25年法律第27号)</p> <p>・第9条第1項 別表第一 第19項及び第35項</p> <p>・別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第18条及び第26条</p> | <p>「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(番号法)(平成25年法律第27号)</p> <p>・第9条第1項 別表第一 第19項、第35項及び第61条の2項</p> <p>・別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第18条及び第26条</p> | 事後 | |
| 平成30年5月31日 | I-4-②法令上の根拠 | <p>1. 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(情報照会の根拠) :31、54の項(情報提供の根拠) :なし</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令)(情報照会の根拠) :第22、28条(情報提供の根拠) :なし</p> | <p>1. 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(情報照会の根拠) :31の項、54の項及び85の2の項(情報提供の根拠) :なし</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令)(情報照会の根拠) :22条、28条及び43条の4(情報提供の根拠) :なし</p> | 事後 | |
| 平成30年5月31日 | I-5-②所属長の役職 | 都市計画課長 竹下健一 | 課長 | 事後 | 様式の改正に伴うもの |
| 平成30年5月31日 | II-1対象人数 | 平成29年1月10日 時点 | 平成30年5月31日 時点 | 事後 | |
| 平成30年5月31日 | II-2取扱者数 | 平成29年1月10日 時点 | 平成30年5月31日 時点 | 事後 | |
| 令和1年5月31日 | II-1対象人数 | 平成30年5月31日 時点 | 令和1年5月31日 時点 | 事後 | |
| 令和1年5月31日 | II-2取扱者数 | 平成30年5月31日 時点 | 令和1年5月31日 時点 | 事後 | |
| 令和2年5月31日 | II-1対象人数 | 令和1年5月31日 時点 | 令和2年5月31日 時点 | 事後 | |
| 令和2年5月31日 | II-2取扱者数 | 令和1年5月31日 時点 | 令和2年5月31日 時点 | 事後 | |
| 令和2年5月31日 | I-3法令上の根拠 | <p>「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(番号法)(平成25年法律第27号)</p> <p>・第9条第1項 別表第一 第19項及び第35項</p> <p>・別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第18条及び第26条</p> | <p>「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(番号法)(平成25年法律第27号)</p> <p>・第9条第1項 別表第一 第19項、第35項及び第61条の2項</p> <p>・別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第18条、第26条及び第46条の3</p> | 事後 | |
| 令和3年7月9日 | II-1対象人数 | 令和2年5月31日 時点 | 令和3年6月30日 時点 | 事後 | |
| 令和3年7月9日 | II-2取扱者数 | 令和2年5月31日 時点 | 令和3年6月30日 時点 | 事後 | |
| 令和3年9月1日 | I-4-②法令上の根拠 | <p>1. 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(情報照会の根拠) :31項、54項、85の2の項(情報提供の根拠) :なし</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令)(情報照会の根拠) :22条、28条、43条の4(情報提供の根拠) :なし</p> | <p>1. 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(情報照会の根拠) :31項、54項、85の2の項(情報提供の根拠) :なし</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令)(情報照会の根拠) :22条、28条、43条の4(情報提供の根拠) :なし</p> | 事後 | 法改正に伴う修正 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|---------------------------|---|--|------|------------|
| 令和4年11月30日 | II-1 対象人数 | 令和3年6月30日 時点 | 令和4年11月1日 時点 | 事後 | |
| 令和4年11月30日 | II-2 取扱者数 | 令和3年6月30日 時点 | 令和4年11月1日 時点 | 事後 | |
| 令和5年11月30日 | I-5-①部署 | 建設部 都市計画課 | 建設部 都市整備課 | 事後 | |
| 令和5年11月30日 | I-8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | 山鹿市役所 総務部 総務課 〒861-0592 熊本県山鹿市山鹿987番地3 0968-43-1117 | 山鹿市役所 総務部 情報政策課 〒861-0592 熊本県山鹿市山鹿987番地3 0968-43-1118 | 事後 | |
| 令和5年11月30日 | II-1 対象人数 | 令和4年11月1日 時点 | 令和5年11月1日 時点 | 事後 | |
| 令和5年11月30日 | II-2 取扱者数 | 令和4年11月1日 時点 | 令和5年11月1日 時点 | 事後 | |
| 令和6年12月5日 | I-1-③ システムの名称 | 公営住宅システム、口座管理システム、収納消込システム、滞納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー | 公営住宅システム、口座システム、収納消込システム、滞納整理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー | 事前 | |
| 令和6年12月5日 | I-3 法令上の根拠 | 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(番号法)(平成25年法律第27号) ・第9条第1項 別表第一 第19項、第35項及び第61条の2項 ・別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第18条、第26条及び第46条の3 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)第9条第1項別表27項、52項、93項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第18条、第26条及び第46条の3 | 事後 | |
| 令和6年12月5日 | I-4-② 法令上の根拠 | 1. 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(情報照会の根拠) :31項、54項、85の2の項(情報提供の根拠) :なし 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令) (情報照会の根拠) :22条、28条、43条の4(情報提供の根拠) :なし | 番号法第19条第8号に基づく主務省令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表 【情報照会の根拠】 :53、76、124の項 【情報提供の根拠】 :なし | 事後 | 法改正に伴う修正 |
| 令和6年12月5日 | II-1 対象人数 | 令和5年11月1日 時点 | 令和6年11月1日 時点 | 事後 | |
| 令和6年12月5日 | II-2 取扱者数 | 令和5年11月1日 時点 | 令和6年11月1日 時点 | 事後 | |
| 令和6年12月5日 | IV-8 人手を介在させる作業 | - | 2) 十分である 定期収入申告事務では、特定個人情報の取扱いに関して手作業(収入申告書に記載された本人情報のシステムへの入力・特定個人情報の記載がある申告書の保管・個人番号及び本人情報が記載された申告書の廃棄)が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 | 事前 | 様式の改正に伴うもの |
| 令和6年12月5日 | IV-11 最も優先度が高いと考えられる対策 | - | 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 2) 十分である 定期収入申告事務では、特定個人情報の取扱いに関して手作業(収入申告書に記載された本人情報のシステムへの入力・特定個人情報の記載がある申告書の保管・個人番号及び本人情報が記載された申告書の廃棄)が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 | 事前 | 様式の改正に伴うもの |
| 令和7年12月15日 | II-1 対象人数 | 令和6年11月1日 時点 | 令和7年11月1日 時点 | 事後 | |
| 令和7年12月15日 | II-2 取扱者数 | 令和6年11月1日 時点 | 令和7年11月1日 時点 | 事後 | |